

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年6月11日京都市条例第 6 号）（上下水道局総務部総務課）

市長の附属機関として平成29年10月2日に設置した京都市上下水道局鳥羽水環境保全センター下水汚泥固形燃料化事業受託者選定委員会を廃止する必要があるため、次のとおり改正することとしました。

別表第1 11京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会の項及び京都市上下水道局鳥羽水環境保全センター下水汚泥固形燃料化事業受託者選定委員会の項を次のように改めました。

京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会	水道施設整備費に係る国庫補助事業に関し京都市上下水道局公共事業庁内評価委員会が実施する事前評価の方法、結果及び対応方針に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	1	年
------------------------------------	--	------	---	---

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第 6 号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 11 京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会の項及び京都市上下水道局鳥羽水環境保全センター下水汚泥固形燃料化事業受託者選定委員会の項を次のように改める。

京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会	水道施設整備費に係る国庫補助事業に関し京都市上下水道局公共事業庁内評価委員会が実施する事前評価の方法、結果及び対応方針に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	1	年
------------------------------------	--	------	---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)